

様式 1

整理番号	消防一政申一 1
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課（06-4393-6242）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	完成検査済証の再交付
概 要	完成検査済証の交付を受けている者は、完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した市長にその再交付を申請することができます。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の規制に関する政令第8条第4項</li> <li>・大阪市危険物等規制規則第16条 (<a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a>)</li> </ul>
審査基準	完成検査を受けた者より、完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときにおける、当該検査済証の再交付申請が行われた場合は、申請内容が、検査当時において、当局に登録された内容と相違がないと認められた場合に再交付するものとします。
標準処理期間	3日
経由日数	2日
提出先	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）
提出時期	当該検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したとき
提出方法	当該検査を受けた者は、完成検査済証再交付申請書（危険物の規制に関する規則 別記様式第12）による申請書を大阪市長（貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署危険物担当）あて提出してください。なお、移動タンク貯蔵所に係る再交付にあつては、前記申請書及び移動タンク貯蔵所構造設備明細書（危険物の規制に関する規則 別記様式第4のト）を提出してください。
手数料	なし
相談窓口	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/">http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/</a>
備 考	